

## 学校教育における環境教育ガイドライン本編

### 3 学校における環境教育の進め方

学校における環境教育は、学習指導要領に示された各教科・領域等の目標や内容を「環境」の視点で捉え、各教科等において目標とする能力・態度と環境教育の目標とする能力・態度との関連性を認識し、地域、学校及び児童生徒の実態に即して進める必要があります。

また、教科・領域等及び「総合的な学習の時間」の間の連携を図って環境教育を展開することで、環境教育の効果を高めることができます。一つの教科等のみでは断片的な扱いにとどまり、限定した理解しか期待できませんが、複数の教科等で相互の連携を図ることによって、各教科等で養う能力を統合することができます。

中学校や高等学校においても、他の教科等に配慮しつつ、横断的・総合的に取り組むことが必要ですが、教科担任制となっているため、各教科等間の連携を図った取り組みが行われにくい状況にあるといえます。したがって、環境教育を進めるに当たっては、校内における環境教育の推進体制を整備するとともに、環境教育に関する全体計画や年間計画を策定し、環境教育の計画的な推進を図る必要があります。

#### (1) 学校教育において環境教育を進める上での視点

学校教育において環境教育を進める上での視点としては次のようなことが考えられます。

学校教育目標の具現化に向けて、児童生徒に育みたい心情、知識、能力及び態度を明らかにする。

各教科、道徳、特別活動、「総合的な学習の時間」の有機的な連携を図る。

地域の人材や施設・設備の積極的な活用を図り、児童生徒が身近な環境とそれにかかわる問題や環境の実態等について関心をもち、環境に対する豊かな感受性をもつことができるようにする。

環境教育に関する全体計画については、全教職員が一体となって指導できる計画にするとともに、教師の専門性や特技を生かすように工夫する。

指導計画作成に当たっては、環境教育を通して自らの生活を振り返り、環境とのかかわりにおいて、自己の生き方を考える場を計画的に位置づけるように工夫する。

#### (2) 学校教育において環境教育を進めるための条件整備

学校教育において環境教育を進める上での条件整備の内容としては次のようなことが考えられます。

校内における指導組織・体制の整備

学校・家庭・地域社会との連携・協力の体制づくり

学習環境の把握

- ・身近な自然環境、校内の自然環境の把握
  - ・地域の社会環境、文化環境の把握
  - ・地域の環境関連施設・設備の把握
  - ・地域の人材の把握
- 学習環境の整備
- ・学習に生かすことができる校内の自然環境の整備
  - ・情報収集、交流、発信を行うための学校図書館、コンピュータ等の整備
  - ・地域の自然環境マップ、社会環境マップ、人材マップの整備